

1 財務会計事務

(1) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																
北かわち阜が丘高等学校	<p>委託2件については、担当教員が事務方との事前調整をすることなく、正式な契約手続を経ずに業務を行い、必要な経費支出手続を怠っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結及び業務開始の後に経費支出伺（支出負担行為）の決裁が行われていた。 ・ 完了年月日から10日以内に検査が実施されていない。 ・ 支払請求日が検査日より前となっている。（※下記1のみ） <p>1 職業適性診断テスト「進路サポート・標準版」、「進路マップ 自己発見リサーチ」（契約金額：180,750円）</p> <table border="1" data-bbox="602 982 1323 1360"> <tr><td>見積書提出日</td><td>平成25年4月16日</td></tr> <tr><td>支出負担行為起票日</td><td>平成25年6月10日</td></tr> <tr><td>覚書（契約）締結日</td><td>平成25年4月11日</td></tr> <tr><td>契約期間</td><td>平成25年4月11日～ 同年5月20日</td></tr> <tr><td>完了年月日</td><td>平成25年5月20日</td></tr> <tr><td>検査年月日</td><td>平成25年6月10日</td></tr> <tr><td>請求年月日</td><td>平成25年5月31日</td></tr> <tr><td>支出命令起票日</td><td>平成25年6月12日</td></tr> </table> <p>2 職業適性診断テスト「R-CAP for teens 診断業務」（契約金額：153,400円）</p> <table border="1" data-bbox="602 1486 1323 1864"> <tr><td>見積書提出日</td><td>平成25年7月2日</td></tr> <tr><td>支出負担行為起票日</td><td>平成25年7月4日</td></tr> <tr><td>申込（契約）日</td><td>平成25年4月15日</td></tr> <tr><td>契約期間</td><td>平成25年4月15日～ 同年5月29日</td></tr> <tr><td>完了年月日</td><td>平成25年5月29日</td></tr> <tr><td>検査年月日</td><td>平成25年7月5日</td></tr> <tr><td>請求年月日</td><td>平成25年7月12日</td></tr> <tr><td>支出命令起票日</td><td>平成25年7月24日</td></tr> </table>	見積書提出日	平成25年4月16日	支出負担行為起票日	平成25年6月10日	覚書（契約）締結日	平成25年4月11日	契約期間	平成25年4月11日～ 同年5月20日	完了年月日	平成25年5月20日	検査年月日	平成25年6月10日	請求年月日	平成25年5月31日	支出命令起票日	平成25年6月12日	見積書提出日	平成25年7月2日	支出負担行為起票日	平成25年7月4日	申込（契約）日	平成25年4月15日	契約期間	平成25年4月15日～ 同年5月29日	完了年月日	平成25年5月29日	検査年月日	平成25年7月5日	請求年月日	平成25年7月12日	支出命令起票日	平成25年7月24日	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>教職員全員に経費支出手続の意義及び必要性を含む契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、教員が直接契約行為を行う際の事務方との事前協議体制を整備するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</p> <p>(給付の完了の確認又は検査の時期)</p> <p>第5条 前条第1号の時期（注：契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期）は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。</p> <p>(支払の時期)</p> <p>第6条 第4条第2号の時期（注：対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない。</p>	<p>契約等が必要な事業を行う教員のみならず契約事務担当者・決裁者を含めて、大阪府財務規則及び関係ルールを十分に認識した上で、適正な事務処理を行っていくため、平成27年6月25日開催の職員会議において、契約及び経費支出事務の流れについて説明し、経費支出が必要となる場合は、必ず事前に事務室へ連絡するよう、教職員全体に周知を行った。</p> <p>今後とも、職員会議等の機会を利用して、定期的に注意喚起を図る。</p>
見積書提出日	平成25年4月16日																																		
支出負担行為起票日	平成25年6月10日																																		
覚書（契約）締結日	平成25年4月11日																																		
契約期間	平成25年4月11日～ 同年5月20日																																		
完了年月日	平成25年5月20日																																		
検査年月日	平成25年6月10日																																		
請求年月日	平成25年5月31日																																		
支出命令起票日	平成25年6月12日																																		
見積書提出日	平成25年7月2日																																		
支出負担行為起票日	平成25年7月4日																																		
申込（契約）日	平成25年4月15日																																		
契約期間	平成25年4月15日～ 同年5月29日																																		
完了年月日	平成25年5月29日																																		
検査年月日	平成25年7月5日																																		
請求年月日	平成25年7月12日																																		
支出命令起票日	平成25年7月24日																																		